

社会福祉法人白糠町社会福祉協議会 応急生活資金貸付規程

(目的)

第1条 応急生活資金（以下「資金」という。）は、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、白糠町に住所を有する世帯で、一時的に生計維持困難な緊急不時の出資を要するものに対し、小口の貸付を行うことにより、これら世帯の経済的自立と福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付対象要件)

第2条 この資金は、次の要件をすべて満たす緊急かつ一時的に生計が困難になった世帯に対して、別表に定める費用を貸付する。

- (1) 現在、白糠町に1年以上居住し、今後も白糠町に居住する予定があること
- (2) 世帯の生計中心者であること
- (3) 本人に収入の見通しがあり、返済計画が立てられること
- (4) 現在、本資金の債務者（借受人または連帯保証人）となっていないこと
- (5) 償還できる保証人を定められること
- (6) 家族や知人など、他から支援を受けることができないこと
- (7) 相談記録などの個人情報に関係機関等へ提供することに承諾できること

2 次の者は貸付対象外とする。

- (1) 生活保護世帯で生活保護費として支給されているもの（担当ケースワーカーが認めた場合は、この限りではない。）
- (2) 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯
- (3) 多額な負債がある方及び返済が滞っている方がいる世帯
- (4) 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- (5) 生活状況が確認できない世帯
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯

(貸付限度額等)

第3条 貸付限度額は、本会の資金量の範囲内で世帯人数及び特別な事情が認められた場合により別表のとおりとする。

2 貸付利子は、無利子とする。

(借受申込)

第4条 この資金を借受けようとするものは、応急生活資金貸付申込書（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）を白糠町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 申込書には、償還できる保証人を1名定めなければならない。その際、保証人の償還確実な書類が必要とされた場合は、添付しなければならない。

3 会長は、第1項の申込書を受理したときは、民生委員又は担当のケースワーカーからの意見を聴取のうえ内容を審査し、貸付の適否を決定するものとし、申込者にはその旨を通知しなければならない。

4 貸付決定を受けた申込者は、貸付金を受理すると同時に「応急生活資金借用書」（別記様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(償還方法)

第5条 資金の貸付期間は、別表のとおりとする。

- 2 資金の償還方法は、申込時に一時払い、月賦払い及び分割払いのいずれかを選択し、会長が定める期日までに本会窓口を持参するものとする。
- 3 会長は、償還を受けた金額に対し領収書を発行し、償還が完了した時は借用書を借受人に返還しなければならない。

(保証人)

第6条 保証人は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 原則として白糠町に居住し、借受人の償還完了まで引き続き居住していること
- (2) 一定の職業を有し、借受申込者と同等以上の収入を得ている者であって、独立の生計を営んでいる成年者であること
- (3) この資金の貸付けを受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (5) その他会長が認める者

(備付け帳簿)

第7条 この資金の取扱いを明らかにするため、次の諸帳簿を備えなければならない。

- (1) 応急生活資金貸付、償還台帳
- (2) 現金出納簿
- (3) その他、必要と認められる諸帳簿

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日（一部改正）より施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日（一部改正）より施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日（一部改正）より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日（一部改正）より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表

借受目的	貸付限度額及び貸付期間		
	1人世帯	2人世帯以上	その他特別な事情
災害応急費	限度額 20,000 円以内 期間 4 カ月以内	限度額 40,000 円以内 期間 5 カ月以内	限度額 50,000 円以内 期間 6 カ月以内
療養費			
出産費			
冠婚葬祭費			
就職進学費			
交通旅費			
生活費			

応急生活資金貸付申込書

年 月 日

白糠町社会福祉協議会会長 様

白糠町社会福祉協議会応急生活資金貸付規程第4条の規定により、次のとおり借入を申し込みます。

申込金額		金 円		一般世帯		生活保護世帯	
申込理由							
申込者氏名		印		職 業			
申込者住所		白糠町					
生年月日		年 月 日		電 話			
同居家族状況	続 柄	氏 名		年 齢		職 業	
償還方法 (一時・月賦・分割)		月 日		円		月 日	
		月 日		円		月 日	
		月 日		円		月 日	
保証人 記入欄	氏 名	()				受付印	
	住 所						
	生年月日	年 月 日 (年齢)					
	電話番号			間 柄			
	勤務先						
	勤務先電話						
	確認方法						

※後见人等の場合は氏名のみを記入し、その関係性を () に記入

会 長	常務理事	事務局長	事務局次長	係 長	主 任	係
審査認定			決定額	円		
決定年月日	年 月 日			取扱者名		

応急生活資金借用書

年 月 日

白糠町社会福祉協議会会長 様

応急生活資金貸付金として、下記の金額を借用いたしました。ついては、本申込書記載の返済期日を固く守り、貴会の指示に従って下記の条件により相違なく返済します。

借用金額 円

借受人氏名 ㊞	償還方法（ 一時 ・ 月賦 ・ 分割 ）
---------	----------------------

年 月 日

私は、上記の借入に対して借入金額を保証し、万一借受人が返済できなくなった場合は、保証人が代わって返済します。

保証人氏名 ㊞

同 意 書

- 1 私又は私の世帯の者は、暴力団ではありません。また、借入期間中においても暴力団にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公庁等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

（暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項にある「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。）

白糠町社会福祉協議会会長 様

年 月 日

借受人氏名 ㊞

保証人氏名 ㊞

◎留意事項

- ・ 償還残金がある場合は、貸付できません。
- ・ 申込人が生活保護受給世帯の場合は、担当ケースワーカーの意見を求めます。
- ・ 保証人は1名で、町内に居住し、職業を有する者（所得を証明できる書類の添付を求められた場合は、速やかに提出すること）とする。ただし、後見人等の場合は、記入不要とする。